

七飯町水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要

上下水道課

1 改正理由

災害発生時の被害軽減と将来にわたり安心して町水道を利用していただくためには、水道施設の更新及び耐震化を継続して行う必要があります。

七飯町では、令和5年10月より町水道利用者への説明会及び意見交換会を実施し、水道事業の状況周知を実施してきました。出席者へのアンケートにおいては、更新費用を賄う財源として水道料金が適当であるとの意見が多数を占めています。

また、当町においても、将来的な人口減少は避けられないものであり、水道料金の適正化を先送りすることは、将来世代への負担が増すこととなります。

なお、現在の水道料金は、昭和59年4月1日より約40年改定されていないことから、七飯町水道事業給水条例（昭和47年条例第3号）の一部を改正するものです。

2 改正内容

七飯町水道事業給水条例第26条に規定する別表第1を以下のとおり改正します。

用途	メーターの口径	基本料金(1箇月につき)		従量料金	
		改正前	改正後	改正前	改正後
一般用	13mm	8 ^m まで 1,250円	6 ^m まで 1,200円	8 ^m を超える 1 ^m につき 120円	6 ^m を超える 1 ^m につき 160円
	20mm	8 ^m まで 1,400円	6 ^m まで 1,350円		
	25mm	8 ^m まで 2,800円	6 ^m まで 3,050円		
	40mm	6,700円	9,000円	1 ^m につき 120円	1 ^m につき 160円
	50mm	11,000円	15,000円		
	75mm	23,500円	33,000円		
浴場用		100 ^m まで 6,700円	100 ^m まで 6,700円	100 ^m を超える 1 ^m につき 65円	100 ^m を超える 1 ^m につき 85円

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

4 経過措置

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前から継続して供給している水道を使用し、かつ、施行日から令和7年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例によるものとします。

七飯町水道事業給水条例新旧対照表

改正前		改正後	
目次(略)			
本則(略)			
附則			
1・2(略)			
別表第1(第26条関係)			
用途	メーターの口径	基本料金(1箇月につき)	従量料金
一般用	13mm	8㎡まで 1,250円	8㎡を超える1㎡につき 120円
	20mm	8㎡まで 1,400円	160円
	25mm	8㎡まで 2,800円	
	40mm	6,700円	1㎡につき
	50mm	11,000円	120円
	75mm	23,500円	
浴場用		100㎡まで 6,700円	100㎡を超える1㎡につき 65円
別表第2・別表第3(略)			
用途	メーターの口径	基本料金(1箇月につき)	従量料金
一般用	13mm	6㎡まで 1,200円	6㎡を超える1㎡につき 160円
	20mm	6㎡まで 1,350円	
	25mm	6㎡まで 3,050円	
	40mm	9,000円	1㎡につき
	50mm	15,000円	160円
	75mm	33,000円	
浴場用		100㎡まで 6,700円	100㎡を超える1㎡につき 85円
別表第2・別表第3(略)			